



# I はじめに



# I はじめに

## 1. 立地適正化計画制度の概要

### (1) 立地適正化計画制度の背景

近年全国的な人口減少と少子高齢化により、将来の税収の確保や公共インフラのコスト削減等、財政的に持続可能な都市経営を図ることが課題となっています。そのため、人口密度の維持、公共交通によるネットワークの確保、日常生活に不可欠な生活サービスの確保が継続的に図られるように、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいた集約型都市構造の構築に向けた取組が求められます。

そこで、より具体的な施策を推進するために、2014年8月に改正都市再生特別措置法が施行され、「立地適正化計画」が制度化されました。これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトに集積したまちづくりに向けた取組を推進しようとするものです。

さらに、近年の気候変動による自然災害の頻発化・激甚化を受けて、災害の想定を踏まえた災害に強いまちづくりの推進が求められています。

この対応として、2020年6月に再度同法が改正され、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進するために、立地適正化計画に「防災指針」を定め、居住誘導区域内における防災対策・安全確保策を推進する方針が示されました。

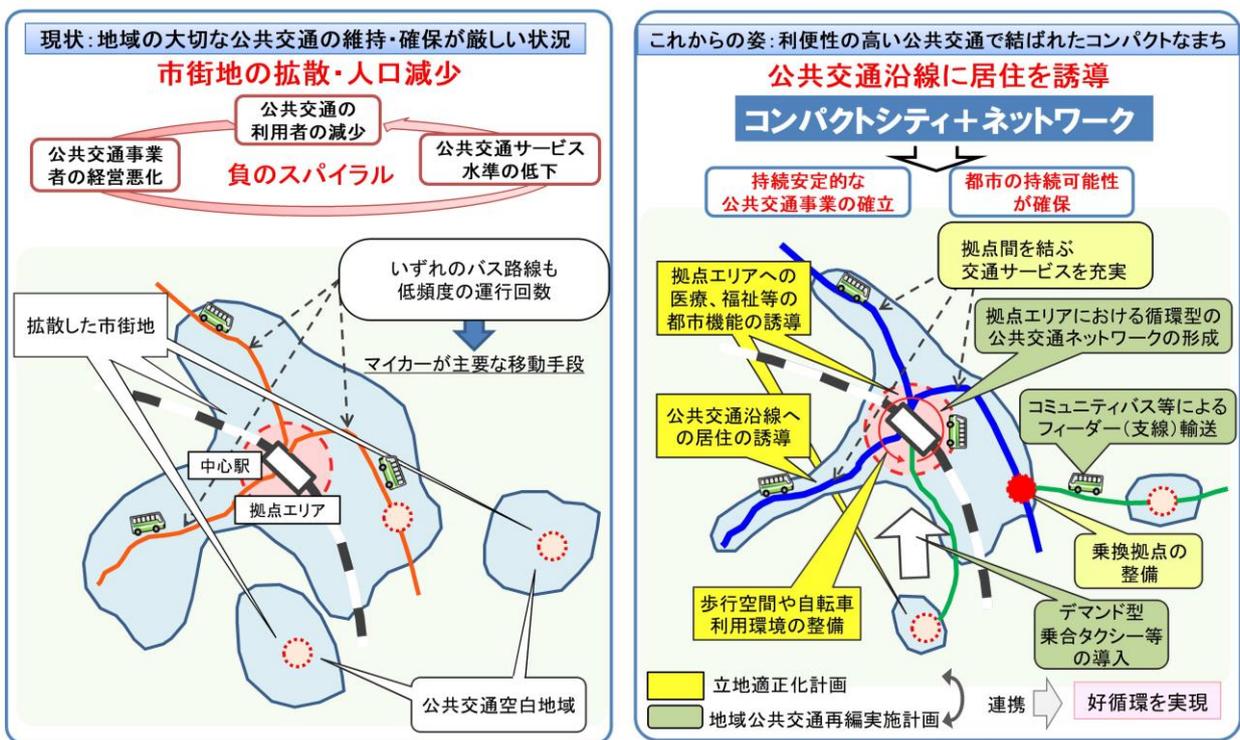


図 コンパクトシティ・プラス・ネットワークの概要

出典：立地適正化計画作成の手引き（2022年）

## (2)立地適正化計画制度に定める事項

立地適正化計画では、まちづくりの目標等、どのようなまちを目指すのかという「まちづくりの方針」を定めます。それとともに、医療・福祉・商業などのサービスの効率的な提供を図るため、都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」や、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図るために居住を誘導する「居住誘導区域」と、その区域内で行う防災対策・安全確保策を示す「防災指針」を定めます。

定める事項	内 容
計画の対象区域	○都市計画区域内に設定
基本的な方針	○安全で魅力的なまちづくりの方針の設定 ○目指すべき都市像の設定
居住誘導区域	○防災対策への取組状況を踏まえ、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導すべき区域 ○市街化区域内に設定
都市機能誘導区域	○鉄道駅に近く都市+機能が一定程度充実している区域や、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域 ○居住誘導区域内に設定
誘導施設	○都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能として必要な医療・福祉・商業等の施設 ○年齢別の人口構成、施設の充足状況や配置を勘案して設定
誘導施策	○都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設の立地を誘導するために市町村が講ずる施策や事業等 ○居住誘導区域内に居住を誘導するために講ずる施策
届出・勧告制度	○居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握することを目的とした届出・勧告制度
防災指針	○居住や都市機能の立地維持及び立地の誘導を図るための、都市の防災に関する機能の確保に関する指針

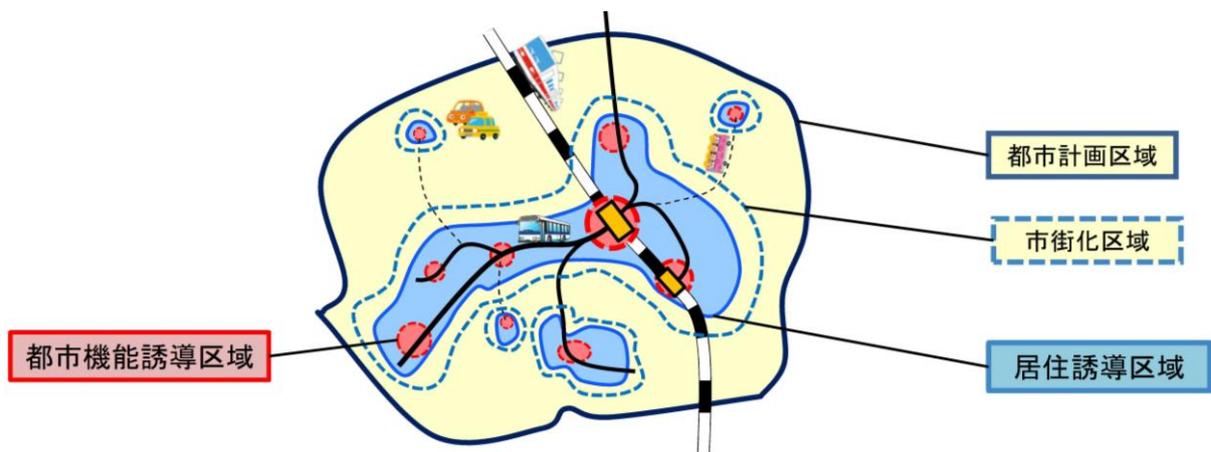


図 立地適正化計画制度のイメージ

出典：立地適正化計画作成の手引き（2022年）

## 2. 北名古屋市立地適正化計画の概要

### (1) 計画策定の目的

北名古屋市（以下、「本市」という。）では、まだ人口が減少していませんが、将来的には人口が減少する可能性があり、今後さらに人口減少・少子高齢化の傾向が顕著となることが予測されます。

「北名古屋市立地適正化計画」（以下、「本計画」という。）では、本市のまちづくりの基本的な方針である「第2次北名古屋市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、鉄道駅等の周辺や、日常的な生活利便施設等が立地する拠点の形成を図ります。また、居住機能の集積を位置づけ、具体的な誘導区域や誘導施設、誘導施策を明確にし、これからのまちづくりにおける本市の方向性を示すことを目的とします。

さらに、策定にあたり、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するための観点を取り入れ、すべての人が安全で快適に暮らすことができる、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

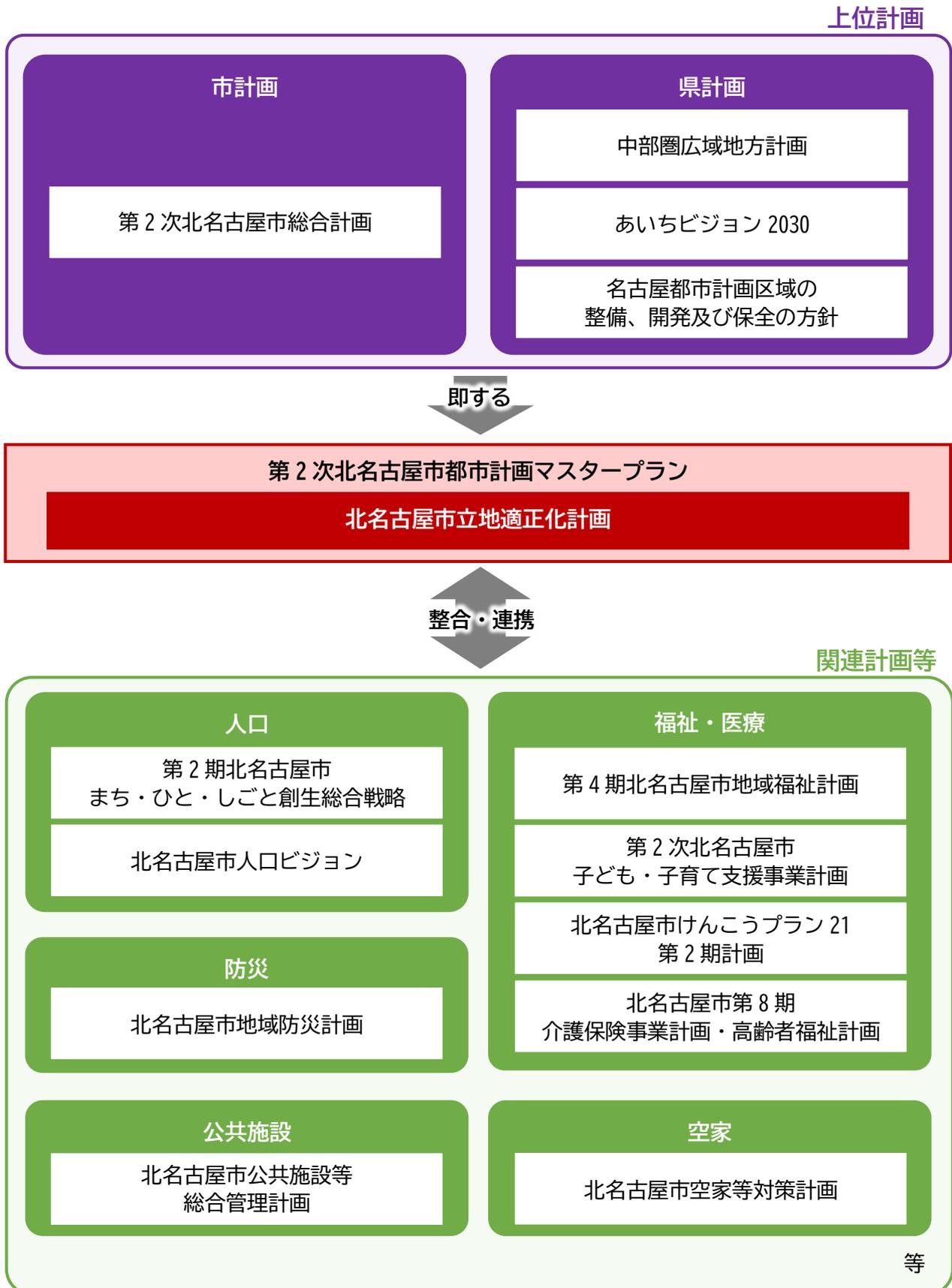
# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 世界を変えるための17の目標



## (2)計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法に規定される計画であり、都市計画法に基づく「第2次北名古屋市都市計画マスタープラン」の一部とみなされています。策定にあたっては、上位計画に即し、関連計画等と整合・連携を図ります。



### (3)計画対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした制度であり、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。

制度の趣旨に鑑み、本計画における対象区域は、本市全域（都市計画区域全域）とします。

**計画対象区域：本市全域（都市計画区域全域）**

### (4)計画期間

立地適正化計画は、将来像として概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ策定します。そのため、概ね 20 年後を見通した計画期間と設定します。

ただし、策定後は概ね 5 年ごとに施策の実施状況を把握し、評価や検証を行いながら、社会情勢の変化等により都市づくりの方針の変更が必要になった場合には、本計画の見直しを行うこととします。

**計画期間：概ね 20 年（概ね 5 年ごとに見直し）**